

## ○おいらせ町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

平成 29 年 3 月 31 日  
告示第 24 号

## (趣旨)

第 1 条 この告示は、町への移住・定住を希望する人と空き家を提供したい人のマッチングによる空き家の有効活用を通して地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に居住を目的とし建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む)建物をいう。ただし、賃貸、分譲を目的とする建物は除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報登録制度「空き家バンク」 空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、町内へ定住を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し紹介を行うシステムをいう。

## (適用上の注意)

第 3 条 この告示は、空き家情報登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)以外による空き家の取引を妨げるものではない。

## (空き家の登録申込み等)

第 4 条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、空き家バンク登録申込書(様式第 1 号)及び空き家バンク登録カード(様式第 2 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、適切と認めるときは空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書(様式第 3 号)を申込者に通知するものとする。

4 町長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、その所有者に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

## (空き家に係る登録事項の変更の届出)

第 5 条 前条第 3 項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届(様式第 4 号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

## (空き家バンクの登録の取り消し)

第 6 条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき、登録から 2 年を経過したとき、又は空き家バンク取り消し願い書(様式第 5 号)の届出があったときは、空き家バンク登録台帳の登録を抹消するとともに、空き家バンク取り消し通知書(様式第 6 号)を登録者に通知するものとする。ただし、登録から 2 年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

## (空き家情報の公開、提供及び利用登録)

第 7 条 町長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報の一部を公開するとともに利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(様式第 7 号)により町長に申し込むものとする。

3 町長は、前項の規定による利用登録申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切と認めるときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書(様式第 8 号)

により、当該申込みを行った者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

4 第1項の規定により公開する空き家情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸又は売却の別
- (3) 所在地(字名まで)
- (4) 希望価格若しくは賃料
- (5) 物件の概要
- (6) 利用状況
- (7) 設備状況
- (8) 主要施設等までの距離
- (9) 案内図及び間取り
- (10) 写真

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届(様式第9号)を町長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取り消し)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録取り消し通知書(様式第10号)を当該利用者に通知するものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠く者と認められたとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取り消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空き家バンク利用の申請要件)

第10条 空き家バンクの情報を受け、これを利用しようとする利用希望者は、その利用において次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他町長が適当と認めた者

(利用希望の申込み及び通知)

第11条 空き家バンクの希望物件の申込みをしようとする者(以下「希望物件申込者」という。)は、空き家バンク利用物件申込書(様式第11号)及び誓約書(様式第12号)に希望物件の番号(第4条の規定により登録された登録番号をいう。)その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の登録者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該希望物件の登録者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

(登録者と希望物件申込者の交渉等)

第12条 町長は、登録者と希望物件申込者との空き家等に係る交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。